

## GDPR : 30 条処理記録の作成義務の免除要件の拡大などの GDPR 簡素化提案に対する欧州データ保護会議及び欧州データ保護監察機関の共同意見

ヨーロッパ & データ保護ニュースレター

2025 年 8 月 13 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

[n.ishikawa@nishimura.com](mailto:n.ishikawa@nishimura.com)

2025 年 7 月 8 日、欧州データ保護会議及び欧州データ保護監察機関は、欧州委員会が同年 5 月 21 日に公表した処理記録の作成義務の免除要件の拡大などの GDPR 簡素化提案<sup>1</sup>に対する共同意見を採択した<sup>2</sup>。この共同意見は、中小事業者の事務負担を減少させるという簡素化提案の目的を支持するとともに、GDPR 上の核心的な原則やその他の義務に影響を与えないとして、簡素化提案を歓迎している。その一方で、更なる明確化等の観点から若干のコメントを行っている。

以下では、それらのコメントについて紹介する。なお、簡素化提案の解説については、[ヨーロッパ & データ保護ニュースレター-2025 年 6 月 9 日号](#)を参照されたい。

### 1. 30 条処理記録の作成義務の免除要件の拡大について

#### (1) 簡素化提案の内容

今回の簡素化提案により、30 条処理記録の作成義務が免除される対象は、従業員数が 250 名未満の企業又は組織から、750 名未満の企業又は組織に拡大された。また、人数要件を充足しても免除されない個人データの処理のスコープについても改正があり、①個人データの処理がデータ主体の権利及び自由に対してリスクを発生させるおそれがある場合(※高いリスクを発生させるおそれがある場合に限られない)、②処理が一時的でない場合、又は③処理に GDPR9 条 1 項の特別な種類のデータ若しくは GDPR10 条の有罪判決及び犯罪行為に関連する個人データが含まれる場合から、GDPR35 条に定めるデータ保護影響評価(DPIA)の実施が必要となる自然人の権利及び自由に対する高いリスクをもたらすおそれのある処理に限定された。

#### (2) 高いリスクをもたらすおそれのある処理への限定

共同意見においては、前文において、(従業員の数要件を充足する場合には)高いリスクをもたらすおそ

---

<sup>1</sup> Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2016/1036, (EU) 2016/1037, (EU) 2017/1129, (EU) 2023/1542 and (EU) 2024/573 as Regards the Extension of Certain Mitigating Measures Available for Small and Medium Sized Enterprises to Small Mid-cap Enterprises and Further Simplification Measures, COM (2025) 501 final (May 21, 2025).

<sup>2</sup> European Data Protection Board & European Data Protection Supervisory, *EDPB-EDPS Joint Opinion 01/2025 on the Proposal for a Regulation on Simplification Measures for SMEs and SMCs, in Particular the Record-keeping Obligation under Art. 30(5) GDPR* (Jul. 8, 2025).

れのある処理のみ処理記録の作成義務があることを明確化すべきとされている(パラグラフ 12)。高いリスクをもたらすおそれのある処理が1つでも生じれば、当該管理者又は処理者の全てのデータ処理について30条処理記録の作成義務が生じるかのような誤解を避けるためとされている(同上)。

また、共同意見においては、前文において、9条2項(b)号の下で意図された目的のためのデータ処理(大要、労働や社会保障に関する法令の下で意図された目的のための特別な種類のデータ処理)については、それ自体で処理記録が必要となるわけではなく、評価の結果データ処理が高いリスクをもたらすおそれがあると判断された場合にのみ処理記録が必要となる旨の明確化を推奨している(パラグラフ 17)。

### (3)処理記録の作成の有用性

共同意見においては、処理記録の作成義務が免除される場合であっても処理記録を作成することがGDPRの遵守にとって有益となり得ることが強調されている(パラグラフ 21)。

### (4)従業員要件の750名未満への拡大

共同意見においては、当初非公式に相談のあった際に欧州委員会において検討されていた500名未満では閾値として低すぎると判断された点を含め、750名未満がGDPRとの関係で適切であることについて、更なる明確化を期待するとされている(パラグラフ 25)。

なお、新たに処理記録の作成義務が免除されることとなる、従業員が250名以上749名未満の企業は約38,000社と見積もられている(共同意見の脚注46参照)。

### (5)企業(Enterprises)の意義

共同意見においては、上記の750名未満という閾値の使用が適切であると考えるのであれば、義務の免除対象について、単なる「企業」ではなく、法律にて定義された中小零細企業及び小規模中堅企業を参照するよう推奨している(パラグラフ 28)。その理由として、簡素化提案の前文(9)においては、従業員が750名未満の小規模中堅企業(及び組織)に処理記録の作成義務の免除要件を拡大するとされていることを挙げる(パラグラフ 26)。

### (6)組織(Organizations)の意義

共同意見においては、公的機関(public authorities and bodies)が義務の免除対象である「組織」に含まれないことを前文にて明確にするよう推奨している(パラグラフ 33)。その理由として、①イノベーションのための事務負担の簡素化という改正の目的への不整合、②多くの公的機関の処理記録の作成義務が免除されてしまうこと、③それは常にデータ保護オフィサーの任命が必要であることに強調されるような公的機関の説明責任に与えられている重要な役割と矛盾することを挙げている(パラグラフ 32)。

## 2. 行動規範及び認証等の採択に当たっての中小零細企業から小規模中堅企業への拡大について

今回の提案により、従前、中小零細企業として定義されてきた企業に提供されてきた規制緩和策につい

て、より規模が大きい企業を小規模中堅企業として定義した上で、相当な範囲で適用を拡大することが予定されている。そして、GDPR との関係でも、行動規範及び認証等の採択に当たって、中小零細企業のみならず、小規模中堅企業のニーズも考慮に入れることが提案されている。

この点については、共同意見において、欧州データ保護会議の行動規範や認証等の GDPR 遵守方法の支援の継続という欧州データ保護会議の 2024 年から 2027 年にかけての戦略に沿っていることも踏まえ、歓迎するとのコメントがなされている(パラグラフ 34)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)